

## 建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書

### 1. 建設発生土の利用

本工事に使用する土砂は、次の建設発生土を利用すること。

なお、搬入元工事等のやむを得ない事情により利用することが困難な場合は、監督職員と協議すること。

搬入元の種類		他の工事 仮置き場 ○○○
工事名		
工事場所		
土量等	土 量	m <sup>3</sup>
	土 質	
	運搬距離	km
搬出予定時期		年 月上中下旬 ～ 年 月上中下旬
受注者	会 社 名	
	担 当 者	TEL( ) -
留意事項		

### 2. 建設発生土の搬出

本工事に伴い発生する土砂は、次の場所へ搬出すること。

なお、搬出先のやむを得ない理由により搬出することが困難な場合は、監督職員と協議すること。

また受注後に、経済性等により搬出先を変更する提案がある場合、島根県建設副産物処理要領「(参考資料) 発注者が指定する処分地チェックリスト」等を参考に、必要な資料を添付のうえ協議すること。

搬出先の種類		他の工事 仮置き場 受入施設 処分場 ○○○
工事名		
工事場所		
土量等	土 量	m <sup>3</sup>
	土 質	
	運搬距離	km
受入予定時期		年 月上中下旬 ～ 年 月上中下旬
受注者	会 社 名	
	担 当 者	TEL( ) -
受入料		円/m <sup>3</sup>
留意事項		

#### 【建設発生土の搬出量が500 m<sup>3</sup>以上の場合】

資源有効利用促進法省令（第8条第3項）に基づく、確認事項について以下に示す。

# 記入例

## 建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書

### 1. 建設発生土の利用

本工事に使用する土砂は、次の建設発生土を利用すること。

該当以外は削除する

なお、搬入元工事等のやむを得ない事情により利用することが困難な場合は、監督職員と協議すること。

搬入元の種類	他の工事	仮置き場	○○○	搬入元が複数ある場合は、表をコピーして記載すること。
工事名				
工事場所				
土量等	土量	m <sup>3</sup>		
	土質			
	運搬距離	km		
搬出予定時期	年 月上中下旬		～	年 月上中下旬
受注者	会社名			
	担当者	TEL( ) -		
留意事項				

### 2. 建設発生土の搬出

本工事に伴い発生する土砂は、次の場所へ搬出すること。

該当以外は削除する

なお、搬出先のやむを得ない理由により搬出することが困難な場合は、監督職員と協議すること。

また受注後に、経済性等により搬出先を変更する提案がある場合、島根県建設副産物処理要領「(参考資料) 発注者が指定する処分地チェックリスト」等を参考に、必要な資料を添付のうえ協議すること。

搬出先の種類	他の工事	仮置き場	受入施設	処分場	○○○
工事名					
工事場所					
土量等	土量	m <sup>3</sup>			
	土質				
	運搬距離	km			
受入予定時期	年 月上中下旬		～	年 月上中下旬	
受注者	会社名				
	担当者	TEL( ) -			
受入料	円/m <sup>3</sup>				
留意事項					

表の項目(青文字)は、他の工事からの搬入、及び他の工事への搬出を前提として作成しているので、他の工事以外からの搬入又は搬出を指定する場合は、以下のとおり項目名を適宜修正すること。

- 工事名 → 施設名、搬入元、搬出先 等
- 工事場所 → 所在地 等
- 受注者 → 管理者、所有者 等

### 【建設発生土の搬出量が500m<sup>3</sup>以上の場合】

資源有効利用促進法省令(第8条第3項)に基づき、確認事項について以下に示す。

搬出量500m<sup>3</sup>以下の場合、項目を消去する  
搬出量500m<sup>3</sup>以上の場合、(様式)を記載して添付する

①-1 土壤汚染対策法第3条第7項に係る手続き状況

1) 法第3条1項ただし書の確認を受け調査義務が一時的に免除されている土地であり、900㎡以上の土地の形質変更があるか

- 該当しない
- 該当する → 2)へ

2) 届出状況は以下である(該当するものにチェック)

- 保健所(松江市内においては松江市役所)へ届出済みである → 3)へ
- 保健所(松江市内においては松江市役所)への届出がまだである(届出予定時期: )

3) 手続き状況は以下である(該当するものにチェック)

- 土壤汚染状況調査を実施済かつ汚染状態が指定基準を超過していない
- 土壤汚染状況調査を実施済かつ汚染状態が指定基準を超過していた → ※
- 当該届出において調査命令の発出がなかった
- 当該届出において調査命令の発出があった
  - 土壤汚染状況調査の結果、指定基準を超過していない
  - 土壤汚染状況調査の結果、指定基準を超過した → ※
- 上記以外または※の状況である

手続き状況を記載

①-2 土壤汚染対策法第4条第1項に係る手続き状況

1) 一定規模以上の土地の形質変更(盛土・掘削)があるか

- 3,000㎡以上の土地の形質変更 → 2)へ
- 現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場の敷地の900㎡以上の土地の形質変更 → 2)へ
- 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る事業場の敷地(法第3条第1項の報告した事業場の敷地を除く) → 2)へ
- 上記に該当しているが、本工事は、届出の対象とならない行為 → 届出不要(法第4条に規定する対象外行為)
- 上記のいずれにも該当しない → 届出不要

2) 届出状況は以下である(該当するものにチェック)

- 保健所(松江市内においては松江市役所)へ届出済みである → 3)へ
- 保健所(松江市内においては松江市役所)への届出がまだである(届出予定時期: )

3) 手続き状況は以下である(該当するものにチェック)

- 土壤汚染状況調査を実施済かつ汚染状態が指定基準を超過していない
- 土壤汚染状況調査を実施済かつ汚染状態が指定基準を超過していた → ※
- 当該届出において調査命令の発出がなかった
- 当該届出において調査命令の発出があった
  - 土壤汚染状況調査の結果、指定基準を超過していない
  - 土壤汚染状況調査の結果、指定基準を超過した → ※
- 上記以外または※の状況である

手続き状況を記載

<参考> 土壤対策汚染法について

県環境政策課HP (トップ>環境・県土づくり>環境・リサイクル>環境>土壤汚染)

② 盛土規制法に係る手続き状況

鳥根県では、盛土規制法の対象区域について調査・検討中であるため、現在全域が規制未指定である。

また、土砂条例は制定されていない。

③ その他、搬出先が適正であることを確認するための事項

【搬出先が、県で登録した民間常設受入施設の場合】

搬出先は、県登録の建設発生土民間常設受入施設のため、登録時に適正であることを審査・確認済である。

【搬出先が、発注者が指定する処分地の場合】

受注決定後、初回協議にて「(参考資料)発注者が指定する処分地チェックリスト」等を用いて説明する。